

【青本P858】※下線はR6年度報酬改定による変更箇所				() は単位数						
イ (Ⅰ)	ロ (Ⅱ)	ハ (Ⅲ)	ニ (A)	要件	Ⅰ (519)	Ⅱ (421)	Ⅲ (323)	A (114)	確認資料の例	兼務・連携関係 ※サービスの提供に支障がない ことが前提
(1)				専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を2名以上配置していること。	○				・勤務形態一覧表 (加算算定開始の月分のみ) ・主任介護支援専門員研修修了証の写し	※当該事業所の他の職務との兼務可 ※同一敷地内の他の事業所の職務と兼務可
(2)	(1)			専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を 3名 以上配置していること。	○	○			・勤務形態一覧表 (加算算定開始の月分のみ) ・介護予防支援事業所の職務と兼務している場合は、それがわかる勤務形態一覧表	※当該事業所の他の職務との兼務可 ※同一敷地内にある指定介護予防支援事業所の職務との兼務可
(3)	(1)	(1)	(1)	利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催していること。	○	○	○	○	・事業所内のケース会議等の会議録等 ※実施日、内容、参加者がわかるもの	
(4)	(1)	(1)	(1)	24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること。	○	○	○	○		※(A)は、他の同一の居宅介護支援事業所との連携により満たしてもよい
(5)				算定日が属する月の利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護3、要介護4又は要介護5である者の占める割合が100分の40以上であること。	○				・算定月の利用者の総数の内訳がわかるもの	
(6)	(1)	(1)	(1)	当該指定居宅介護支援事業所における介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施していること。	○	○	○	○	・個人ごとの年間研修計画書又は実施した研修記録	※(A)は、他の同一の居宅介護支援事業所との連携により満たしてもよい
(7)	(1)	(1)	(1)	地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定居宅介護支援を提供していること。	○	○	○	○		
(8)	(1)	(1)	(1)	【新】 家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加していること。	○	○	○	○	・事例検討会、研修等の開催通知、会議録 ※実施日、内容、参加者等がわかるもの	※自ら主催となって実施した場合や、他の法人の居宅介護支援事業所と協同で実施した場合も含む ※実際の支援実績は要しない。 (知識習得等を促すものである)
(9)	(1)	(1)	(1)	居宅介護支援費に係る特定事業所集中減算の適用を受けていないこと。	○	○	○	○	・直近の特定事業所集中減算結果 ※福津市では5年の保管をお願いしている。	※集中減算の書類は、提出の必要がなくても作成し、保管しなければならない。 福津市では保管期限は5年(市の条例)
(10)	(1)	(1)	(1)	指定居宅介護支援費事業所において指定居宅介護支援の提供を受ける利用者数が当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員一人当たり4.5名未満であること。 ただし、居宅介護支援費(Ⅱ)を算定している場合は50名未満であること。	○	○	○	○		
(11)	(1)	(1)	(1)	介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保していること。	○	○	○	○	・「福岡県介護支援専門員実務研修実習受入協力事業所」の登録申請中の場合は、申請書の控え	※(A)は、他の同一の居宅介護支援事業所との連携により満たしてもよい
(12)	(1)	(1)	(1)	他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施していること。	○	○	○	○	・事例検討会、研修等の実施日、内容、参加者等がわかるもの	※(A)は、他の同一の居宅介護支援事業所との連携により満たしてもよい
(13)	(1)	(1)	(1)	必要に応じて、多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービス(介護給付等対象サービス(法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスをいう)以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービスをいう)が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること。	○	○	○	○		
	(2)	(2)	(2)	常勤専従の主任介護支援専門員を配置していること。		○	○	○	・勤務形態一覧表等 (加算算定開始の月分のみ)	※当該事業所の他の職務との兼務可 ※同一敷地内にある他の事業所の職務との兼務可

イ (Ⅰ)	ロ (Ⅱ)	ハ (Ⅲ)	ニ (A)	要件	Ⅰ (519)	Ⅱ (421)	Ⅲ (323)	A (114)	確認資料の例	兼務・連携関係 ※サービスの提供に支障がない ことが前提
		(3)		常勤の介護支援専門員を 2名 以上配置していること			○		・勤務形態一覧表等 (加算算定開始の月分のみ)	※当該事業所の他の職務との兼務可 ※同一敷地内にある指定介護予防支援事業所の職務との兼務可
			(3)	常勤の介護支援専門員を 1名 以上配置していること				○	・勤務形態一覧表等 (加算算定開始の月分のみ)	※当該事業所の他の職務との兼務可 ※同一敷地内にある指定介護予防支援事業所の職務との兼務可
			(4)	専ら指定居宅介護支援の提供に当たる介護支援専門員を常勤換算法で1以上配置していること。				○	・勤務形態一覧表等 (加算算定開始の月分のみ) ・(1)で連携している場合は、連携している居宅介護支援事業所の勤務形態一覧表 (加算算定開始の月分のみ)	※(1)で連携している居宅介護支援事業所の職務との兼務可 ※当該事業所の他の職務との兼務可 ※同一敷地内にある他の事業所の職務との兼務可(介護支援専門員(主任は除く)は、介護予防支援事業所の職務に限る) 「当該事業所の他の職務」とは、地域包括支援センターの委託を受けて介護予防支援を提供する場合が考えられる。

※常勤換算法 当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう